

【資料 1】

○角田市長期総合計画条例

令和元年 8 月 30 日 条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、長期総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長期総合計画 市の個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の基本となり、かつ、将来における市のまちづくりの指針となる総合的な計画として、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市政の基本的な理念であり、市の目指す都市像及び将来の基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想における都市像及び基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画を実現するための取組内容を具体的に示す計画をいう。

(長期総合計画の策定)

第 3 条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の最上位の計画として長期総合計画を策定するものとする。

2 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、長期総合計画との整合を図るものとする。

(市民の参画)

第 4 条 市長は、長期総合計画の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参画する機会の確保に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第 5 条 市長は、基本構想を策定しようとするときは、あらかじめ角田市長期総合計画審議会条例(平成元年角田市条例第 3 号)第 1 条に規定する角田市長期総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 6 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第 7 条 市長は、長期総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、長期総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○角田市長期総合計画審議会条例

平成元年3月29日条例第3号

(設置)

第1条 角田市における長期的かつ総合的な行政運営の計画を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、角田市長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の将来目標及び基本的施策を明らかにする基本構想に関する事項を調査及び審議する。

(組織等)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年8月28日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

○角田市長期総合計画策定本部設置規程

昭和63年11月1日庁訓第6号

(設置)

第1条 角田市長期総合計画を策定するため、角田市長期総合計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 委員は、総務部長、市民福祉部長、産業建設部長、教育次長及び会計管理者をもって充てる。

(職務)

第3条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 本部長は、必要がある場合、その都度会議を招集し、議長となる。

(幹事会)

第5条 計画案の作成に関し調査を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、部課長会議の構成員（市長及び教育長を除く。）をもって組織し、幹事長には、副市長をもって充て、副幹事長には、総務部長をもって充てる。

3 幹事長は、必要がある場合、その都度幹事会を招集し、会議の議長となる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 計画原案策定の事務を補佐させるため、本部に、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会の庶務は、総務部企画財政課がつかさどる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この庁訓は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月1日庁訓第4号）

この庁訓は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日庁訓第3号）

この庁訓は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日庁訓第4号）

この庁訓は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日庁訓第2号）

この庁訓は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年7月7日庁訓第5号）

この庁訓は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月14日庁訓第14号抄）
（施行期日）

- 1 この庁訓は、平成10年4月14日から施行する。
（角田市長期総合計画策定本部設置規程の改正に伴う適用区分）
- 3 第2条の規定による改正後の角田市長期総合計画策定本部設置規程の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月31日庁訓第7号）
この庁訓は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第1号）
この庁訓は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日庁訓第5号）
この庁訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日庁訓第5号）
この庁訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日庁訓第7号）
この庁訓は、平成21年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成21年5月21日庁訓第14号）
この庁訓は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成22年3月31日庁訓第5号）
この庁訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月28日庁訓第14号）
この庁訓は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年12月9日庁訓第28号）
この庁訓は、平成23年12月12日から施行する。

附 則（平成24年3月30日庁訓第8号）
この庁訓は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日庁訓第2号）
この庁訓は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月30日庁訓第1号）
この庁訓は、令和元年8月30日から施行する。

附 則（令和2年3月31日庁訓第7号）
この庁訓は、令和2年4月1日から施行する。